



答 申 第 5 5 9 号
平成 28 年 4 月 18 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、平成 28 年 4 月 11 日付け神環事業第 34 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

業務管理システムについて
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 家庭ごみの収集作業計画策定にあたり、電子計算機処理によりクリーンステーションやひまわり収集対象者の所在地と収集車両を紐付け、収集車両毎の収集経路図を作成することは、より安定した家庭ごみ収集サービスが可能となり、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行われなければならない。

業務管理システムの構築について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

【データ項目】

自宅前収集サービス「ひまわり収集」対象者の

- ・氏名
- ・住所